

【KT-report 10/1】 「(宗) 月山神社」の直営は違憲

この頃、事の深刻さに気付きました、過去に三役に携わった者として大いに反省しています。

【KT-report 09】に記載した判例を踏まえて、上桜田町内会（以下「本会」という）に係る「宗教法人（上桜田）月山神社」（以下「本神社」という）との関係についてです。本会が、本神社を直営（丸抱え）している実態に重大な問題があります、つまり、違憲状態にあります。その理由について考察して見ます。

④ 本神社境内の土地、および建物は誰のものでしょうか。多くの方は漠然と“本会のもの”あるいは“別当と呼ばれた志鎌忠雄さんのもの”と思っていませんか。しかし、違います！ それでは誰のものなのか？

⑤ 本会は、図-1のように、本神社の維持・運営のために、現在まで、一般会計に「神社費（損益計算書の費用相当）」を計上し、「神社積立金（貸借対照表の資産相当；神社積立金は将来の建て替えに備えたもの）」を計上し、その金額は本会員の年会費に含めて一括徴収して来ました。多くの方は④に係り本会の財産と思っているから“何も問題なし”と思っています。しかし、“大問題！”です。それはどんな理由なのか？

平成31年（令和元年）度 上桜田町内会 決算書

平成31年3月1日～令和元年2月29日

一般会計

【収入の部】					(単位：円)
項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要	
合 計	3,580,117	3,824,235	244,118		
【支出の部】					
項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要	
神 社 費	140,000	138,275	▲ 1,725	月山神社祭典行事、防風テント設置作業費等	
合 計	3,580,117	3,442,136	▲ 137,981		
収 支 収入額		支出額		次年度へ繰越金	
3,824,235円		－	3,442,136円	= 382,099円	

特別会計	○ （上桜田）月山神社				(単位：円)
	平成31年(令和元) 度			令和2年度	
	項 目	決算額	摘 要		予 算(案)
	収入	繰越金	484,500	平成30年度より	484,504
		雑収入	4	J Aバンク貯金利息	0
		小計	484,504		484,504
	支出	—	0		
収 支		収入金額	支出金額	差引残高	
		484,504円	—	0円	= 484,504円
					(次年度へ繰越)

図-1

図－１――2020(R2)年３月末予実算を抜粋――の内容に係る「神社費」については、金額は異なるが過去から計上し続けています、何も変わっていません。しかし、「神社積立金」は平成 27 年度で打ち切り、平成 28 年度からは計上していません。これらの意味合いについての細部は【KT report－10】に別記します。

1. 本神社・通称「(上桜田) 月山神社」そのものの現状確認

(1) 本神社の性格

山形地方法務局より、登記簿に相当する「現在事項全部証明書」を私費で入手し確認すると、図－2のとおり、**宗教法人法に基づき設立された神社本庁を包括団体とする宗教法人**なのです。これは、身近な処の耕源寺、山形市内薬師町の山形県護国神社、あるいは靖国神社や伊勢神宮と同格です。もちろん財産規模は違うが、宗教法人としての性格（根拠とする法令）はまったく同一です。なお、**正確な名称は「宗教法人 月山神社」**です。

→ 当然ですが、同法人の設立目的は本会とはまったく異なります。

現在事項全部証明書		
山形市大字上櫻田字北ノ宿479番地の3 月山神社 会社法人等番号 3900-05-000238		
名 称	月山神社	
主たる事務所	山形市大字上櫻田字北ノ宿479番地の3	
法人成立の年月日	昭和35年4月25日	
目的等	目的 月読尊を奉斎し、公衆礼拝の施設を備へ、神社神道に従つて、祭祀を行い、祭神の神徳をひろめ本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し、社会の福祉に寄与し、その他本神社の目的を達成するための財産管理その他の業務を行う。	
役員に関する事項	山形市蔵王成沢65番地 代表役員 <u>滝本光彦</u>	昭和43年 3月 1日就任
公告の方法	神社の掲示場に10日間掲示して行う	
基本財産の総額	金42万6000円	
包括団体の名称及び宗教法人非宗教法人の別	神社本庁 宗教法人	
境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	役員会の議決を経て、役員が連署の上、神社本庁統理の承認を受ける	

図-2

(2) 境内の不動産の所有者

本神社境内土地の**所有者は本神社**（後記15頁参照のこと）となっています。また、図-3のとおり
の山形県知事宛てに提出（宗教法人法に準拠）した財産目録にもあるとおりです。同境内にある神社は
神道「宗教法人 月山神社」であって、本神社が拠って立つ境内の不動産が同神社の財産である、という
ことは当然です。

結論は、**境内の一切の財産は「宗教法人 月山神社」のもの**、なのです。したがって、**本会の物（財産）**でも、あるいは志鎌忠雄さんのもの、**ではありません**。したがって、敢えて言うならば、**下記役員4人の管理財産**です。

財 産 目 録					平成23年2月28日 現在		月山神社	
種 別	摘 要				金 額		備 考	
基 本 財 産	資 産							
	土 地	境 内 地	1 筆	72坪 6	216,000	円		
		山 林	筆	m		円		
		宅 地	筆	m		円		
	建 物	境内建物	本殿外 / 棟	5 (坪) 50,000	円		所在地、用途 上梅田字 地番479-3 所在地、用途 礼拝用	
財 産		その他の建物	外 棟	(坪) m		円		
	有価証券	公 社 債	枚			円		
		株 式	株			円		
	預 貯 金		口			円		
基本財産計					266,000 円			

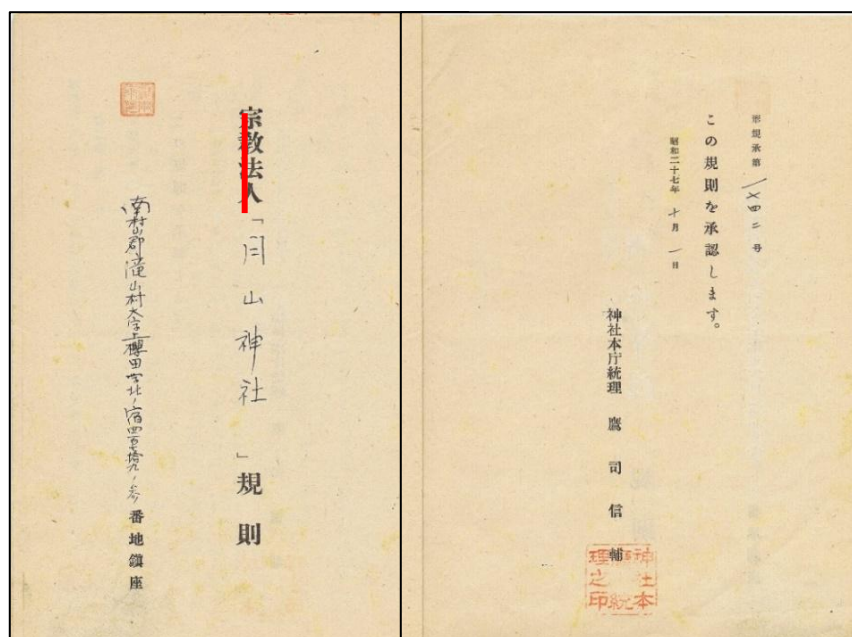
図－3

(3) 本神社の役員

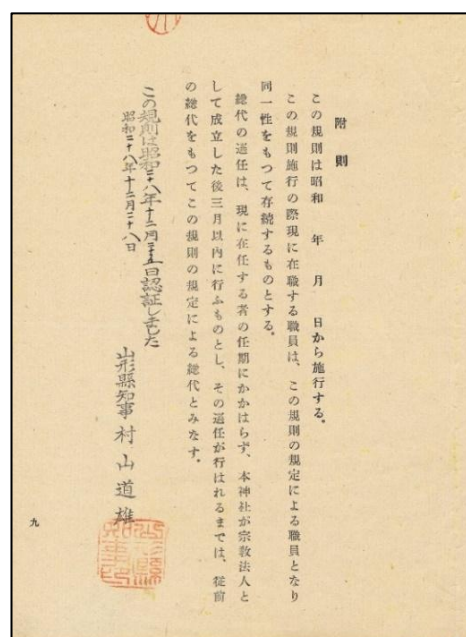
宗教法人であるが故にその代表（責任）役員は、前ページ図－2のとおり、滝本光彦氏（山形市成沢に在住、本神社の宮司）であります。また、責任役員として、吾が地元は本会会員の3人の氏名が山形県知事宛ての書面（公的なもの）に登録されています。本来、この4人に同法人の経営権が付与され、自ら定めた内部規則に基づき任務（義務）を果たす事となっています。しかし、現状はその4人を退けて、本会が経営しているに他ならない、つまり、**本会直営の実態**になっています。したがって、**本会は宗教法人の経営権を侵害している**のです。別面で言うならば、本会の一般会員が宗教法人の本神社の経営に何でも言える、あれこれ干渉する権利があるということです。本会の会員は、本神社の内部情報・関連情報を閲覧する、あるいは開示を求めることが出来ます、そんなことについて、神社側の責任役員は承服するだろうか？ しないだろう。

(4) 内部規則の存在

図－4 a のとおりに、昭和 27（1952）年 10 月 1 日に発効した本神社を規定する「宗教法人 『月山神社』規則（以下『同規則』という）」が存在し、ここにおいても「上桜田 月山神社」は宗教法人であることを記しています。また、同規則は、(注) 神社本庁が承認したものである事が分かります。さらに、図－4 b のとおり山形県知事も認証しているものであります。いずれも宗教法人法に基づく対応です。



図－4 a



図－4 b

同規則は、第一章 総則、第二章 機関、第三章 職員、第四章 財務、第五章 補則、附則から構成されています。「宗教法人 月山神社」の法人組織内部を規定する規則であって、かつ同規則は、本神社の固有の・独自のものではありません。いわゆるローカル版ではなく、「(注) 宗教法人 神社本庁」傘下の神社組織を規定する全国統一の様式であります。ましてや本会との係わり・繋ぎを規定した運営の規則ではまったくありません、そんなことを類推させる項目も当然ながら一切記述されていません。

(注) 神社本庁は、明治神宮境内に隣接する東京都渋谷区代々木一丁目 1 番 2 号にあり、そのホームページには、「神社本庁は昭和 21 年 2 月 3 日、全国の神社の総意によって設立されました。これより先、昭和 20（1945）年 8 月 15 日、我が国は連合軍のポツダム宣言を受諾して終戦を迎え、進駐して来た連合国軍総司令部は矢継早に日本改造に着手、その一貫として昭和 20 年 12 月 15 日に『神道指令』を発し、神社の国家からの分離を命じました。」と掲載されている。また、ウィキペディア（フリー百科事典）によれば「神宮（伊勢神宮）を本宗とし、日本各地の約 8 万社の神社を包括する宗教法人」とあります。いわば、神社神道の総本山です。

2. 【KT-report 09】に記載した判決の要点

細部はそちらに譲るが、「神社費」内訳検討に入る前に要点を図(表)－5 に整理して置きます。

直来飲食費は、神社祭祀の最後に、神事に参加したもの一同で神酒を戴き神饌を食する行事（共飲共食儀礼）であるが故に宗教関係費となります。

判決で認定された宗教関係費		吾が（宗）月山神社対応
①氏子社格割	神社本庁によって神社それぞれに掛けられる賦課金・負担金・上納金のこと	町内会費から神社本庁（神社神道の最高機関）の「山形県神社庁」および「山形市神社総代会」に対して、年に計6千円を上納している。
②諸手当	宮司への玉串料などは、手当に他ならない	例大祭の時に宮司に3万円の初穂料（玉串料・手当・謝礼金）を支払っている。
③願成就其の他	祭などでの食事費、千灯火、お飾りの材料費などの様々な費用	当該係争のような名称ではないが、例大祭時のしめ縄製作代、直会飲食費。また、防風ネットの取付け・取外し費用を支払っている。
図(表)－5		

2. 本会「神社費」の内訳

前記図－1にある神社費の主な支出内訳を見ます。その内訳構造は図(表)－6のとおりです。本会が宗教法人を直営（直接経営）していることの明白な証拠であります。以下触れることについては、本会関係者は悪げがあつてやって来たというよりも、長年の慣習の前例踏襲、「宗教法人月山神社」の既得権益ということでしょう、しかし、現在の社会においては許されない悪しき慣行となってしまったのです。

大問題は、本会固有の一般事業費に宗教法人神社費を上乗せし、一括で一律に強制徴収していることです。

項 目				金 額	備考	関係
町内会予算規模	神社費	①	山形市神社総代会費	@ ₁ 2,500 円	6,000 円	外部団体 (宗教法人)
		②	山形県神社庁山形支部会費	@ ₂ 3,500 円		外部団体 (任意団体)
		③	宮司への初穂料	@ ₃ 30,000 円	132,275 円	外部団体 (宗教法人)
		④	例大祭関係費	@ ₄ 77,445 円		
		⑤	雪囲いの設置および撤去費用	@ ₅ 20,000 円		
		⑥	火災保険料	@ ₆ 4,830 円		
	小 計			138,275 円	138,275 円	
	上桜田町内会（本会固有の目的内一般事業費）				3,303,861 円	自 所
合 計					3,442,136 円	
図(表)－6						

神社（宗教関係）費を138,000円、持家を310世帯、借家・アパートを250世帯とし、1会員当りの負担分を試算して見ます。留意すべき点があり、この1会員を持家世帯とするか、借家・アパート世帯とするかです。

□1（前者）通常、持家世帯にだけ回覧していることから借家・アパートは除くとする見方を取ります。

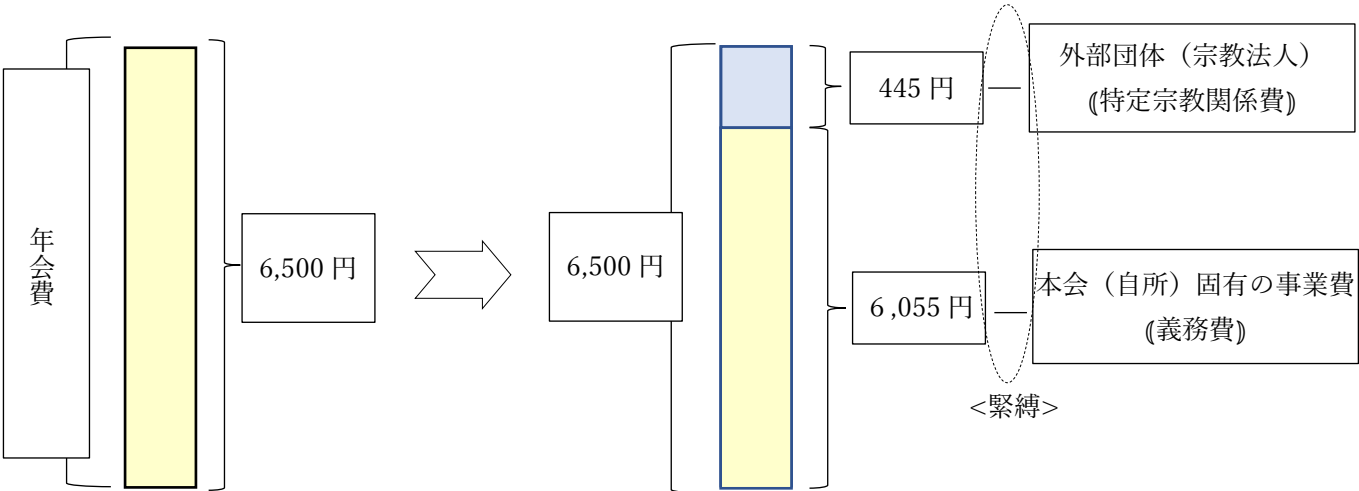
□2 (後者) 神社費は一つのサイフ（町内会会計）に入れたものからの支出であり、両者が負担しているとする考え方があります。

前者の前提では、 $138,000 \div 300 \div 460$ 円／世帯（令和 2 年時の持家世帯数 310 で除すれば、445 円）となります。 後者の前提では、図(表)－7 のとおりとなります。

神社（宗教関係）費の 1 会員当りの負担分試算					[単位 円]
「神社費」	項 目		持ち家会員	準会員	計
	年会費[円]	a	6,500	3,250	— — —
	会員数(概数)	b	310	250	— — —
	年会費[円]	c=a×b	2,015,000 m	812,500 n	2,827,500 ℓ
	年会費相対比	d	0.713 m/ℓ	0.287 n/ℓ	1.000
	神社費案分	e	98,394 r×0.713 p	39,606 r×0.287 q	138,000 r (神社費概数)
	1 会員当りの負担分[円]	f	317 p/310	158 q/250	(476)
	(相対比)		0.67	0.33	
	対年会費割合[%]	g	4.9	4.9	f/a×100 (%)
	神社積立金	特別会計の 1 会員 当り負担分[円]	h		484,500 y

図(表)－7

それについて持家分を図式化すると図－8 のとおりです。



図－8

(1) 「一律、一括、強制」の意味合い

そのような構図は、一律に一括して強制徴収集金システムであります。判例・判決文の中でこの三つの言葉が出て来ることからその意味合いを図(表)－9 のように整理しました。

一律	会員一人に1議決権を付与する中で、個人的事情（事由）は考慮せず、同じ金額を全会員から徴収することを謂います。
一括	自治会固有の事業費（本来の会費）とは趣旨が異なり分離して賛否を確認すべき金員——前記判例では外部団体の前出各会への拠出——を合算して徴収することを謂います。
強制	能動的な自由意思を以って入会している自治会の会員は、必要な会費の納入義務を伴い、同会からみれば（執行部の責務として）強制徴収となります。その強制力を伴う態勢に乗じて、本来是非の意思を確認すべき金員を緊縛化・同梱して徴収することを謂います。
図(表)－9	

このような三つに共通する点は、各個人（各会員）の賛否・是非に係る自由意思、任意性を尊重する観点はまったくありません。会員としての納入義務・強制を伴うものと、会員個人の任意・自由に根差すものを一つに束ねた行為、つまり、対極にあるものを緊縛していることが問題です。

（２）神社費内訳の具体事例

図(表)－6の内訳項目①～⑥について具体事例を記述します。

a. ①・②外部団体への上納金（負担金の上納）

その１；上納先の金額と組織

前記神社本庁との関係から何らかの負担金（社格割）を上納しているのではないかと問題意識が湧いて来ました。そこで本会の会計処理を調べた処、図－10a——左は2011（平成23）年度、右10bは2016（平成28）年度——のとおりで、本神社の責任役員の1人である志鎌忠雄氏が上位組織から指示されたとおりの金額を「^A任意団体・山形市神社総代会に2,500円」および「^B宗教法人・山形県神社庁山形支部に3,500円」を一時立替払いで振込みし、この証を本会に提出して、引き換えに、志鎌氏は現金を本会から受領する構図となっています。本会はこれを本会一般会計の「神社費」に支出計上し処理しています。この二者——本会と志鎌忠雄氏は民法第719条の共同不法行為を犯しているのではないかと強い疑義を持っています。この6,000円は、本会とはまったく関係ない別個の宗教法人外部団体に吸上げられています。責任役員の志鎌氏が上納するのはそちらの判断なので本会は何も言う資格はありません。しかし、その上納金額をそのまま本会に丸投げし、本会はそのまます受け取って本会が支出していることが大問題です。

結局は、本会は宗教法人とその外郭組織に上納金を支払っている、つまり、本神社のみならずその上位組織宗教法人の経営資金の一部までを担っている、という証拠であります。

その２；負担金の上納構図

山形県神社庁に出向いて直接確認した事を図式化すると、図－11の構図のように2ルートになっております。一つ目は右側の神社本庁までのルート、これはいわば神社経営者（責任役員）の立場からの上納パイプです。二つ目は左側の総代会ルート、これはいわば神社を支える氏子の立場からの上納パイプです。本会員個人が支払う年会費の一部が、宗教法人の上位組織に吸上げられているのです。それも二つの組織に対してであります。強制的な本会年会費に紛れ込ませて本会固有の事業費かのように偽装する行為は、別記判例に照らして明らかに信教の自由に抵触し憲法違反状態です。100歩譲って、本会年会費の一部が、本神社の修繕費に使用されるのは当座理解した（納得はしないが）としても、このような上納金を支払う事は大問題であります。私は、納得していません。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 [REDACTED]

加入者氏名 山形県神社庁山形支部

金額 ￥3,500

一依頼人 志鎌忠雄様

日附印 23-06-01 山形上町 郵便局

備考 [REDACTED]

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 [REDACTED] 3

加入者氏名 山形市神社総代会

金額 ￥2,500

二依頼人 志鎌忠雄様

日附印 23-08-08 山形上町 郵便局

備考 [REDACTED]

記載事項を訂正した場合は、その箇所印を押ししてください。

図-10a

上根田町内会

[発行年月日] 令和5年2月/日 (水)

科目	承認	確認	収票書	監事	監事
神社費					

ご利用明細票

支払日 23-06-01

支払店 [REDACTED]

支払口座 [REDACTED]

支払金額 [REDACTED]

振替受付票
お込みの証書となるものですから大切に保存してください。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

人金額 ￥3,500
おつり ￥0

年金 新規お受取りキャンペーン
実施中！詳しくは、貯金窓口へ。

ご利用明細票

支払日 23-08-08

支払店 [REDACTED]

支払口座 [REDACTED]

支払金額 [REDACTED]

振替受付票
お込みの証書となるものですから大切に保存してください。
料金には、消費税等が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

人金額 ￥2,500
おつり ￥0

年金 新規お受取りキャンペーン
実施中！詳しくは、貯金窓口へ。

山形県神社庁負担金

山形市神社総代会費

印刷物中各紙 付につき捺印 宛先宛先送付

図-10b

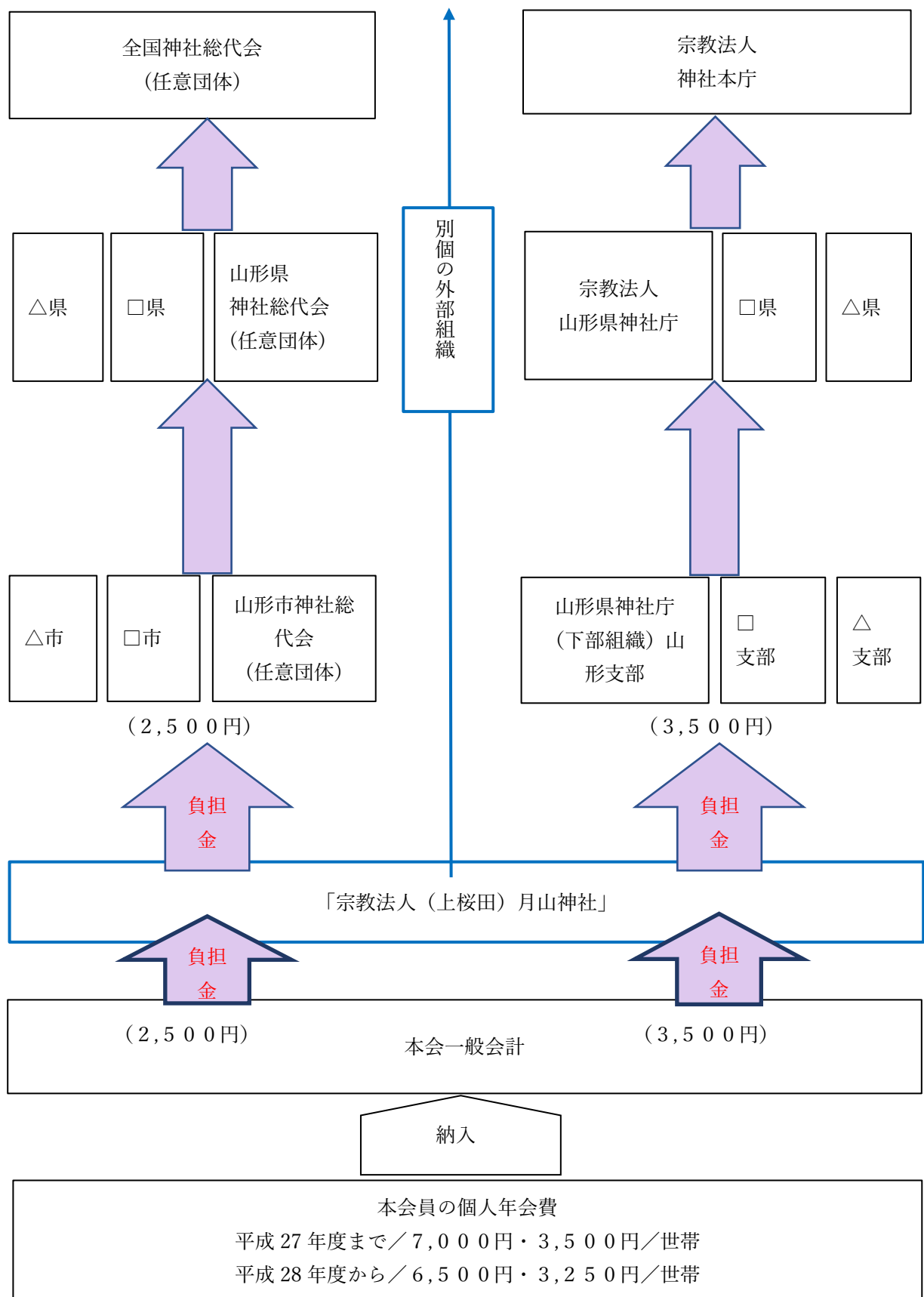


図-11

b. ㊤宮司への初穂料（玉串料・手当・謝礼金）

図－12は例大祭時に宮司へ支払った本会からの支出です。毎年の例大祭に於いて、本神社の代表責任役員である滝本氏に対し、本会が初穂料の名目で30千円を直接支出しています。宗教的行事の主宰者に直接支出しています。本会長が、名目は初穂料であれ何であれ、個人の懐から、いわゆる私費から払うのであれば問題はありません。しかし、例えば、靖国神社に国民の税金から支出しているようなものです、こんな事は絶対に許されません。なお、国会議員の参拝が問題視されますが、金銭そのものは私費から拠出です、肩書利用が問題視されているのです。

図－12

c. ㊤例大祭関係費

毎年4月29日に開催する「宗教法人月山神社」の例大祭に掛かる費用（公民館での直来等の飲食費を含む）の一切を本会が拠出しています。例大祭は同社建屋内部に町内会長以下本会関係団体の代表者が参集し、宮司を中心に神道方式の神事を斎行します。引き続き子供神輿渡御に向けた神道方式神事も行います。

d. その他

(a) ㊤資産の保全／維持／管理費

本神社の雪囲いの設置および撤去費用は図－13のとおりです。その他に転落防止対策費などを支出しています。例大祭前に神社境内にある鳥居のしめ縄取替を行い、新規分に1万円支出している。

(b) ㊤本神社の火災保険料支出

図－14のとおり、建物共済掛金領収書によると、用途名の神社とはもちろん「宗教法人（上桜田）月山神社」のことで、本殿（北側の建物／奥の院とも云う）と拝殿（南側の建物）が対象となり、火災保険が掛けられています。これも、当然ながら本会より支出しています。

図－13

図－14

それらは何を物語るかというと、本会固有の一般事業費（本来目的内事業分）に、外部団体の宗教法人月山神社経費分を合算して（隠して）一律一括徴収しています。宗教法人月山神社経費分を潜らせているのです、巧妙に隠しているということです。

執行部は、総会で神社費を織り込んだ予算案が承認されたからには会員は従うのは当然だ、あるいは、例えば規約に書かれてあるから（本会現行規約には今は無い！）会員は従うのは当然だ、と言いたくなりますが、前出判例によれば、憲法違反の総会決議や規約は無効であると断じています。上位の法令が優先するのは法治国家としては当然のことです。

3. 要約

私は、神社・仏閣が大好きです。（上桜田）月山神社を潰せとか、なくせというのではありません。本会は約 500 世帯強（持ち家 310 世帯＋借家・アパート 250 世帯）の規模です。芸工大前区画整理事業に着手した 1998（平成 10）年の頃は 100 世帯ちょっとでした、それから持ち家だけでも 200 世帯以上の世帯が増えたのです。多様な価値観の持ち主が増えたということです。宗教に係り、私は、キリスト信者だ、浄土真宗信者だ、日蓮宗だ、創価学会だ、天理教だ、幸福の科学だ、・・・〇〇宗教の信者だというような様々な人達がおります。神社「^{しんとう}神道」は列記とした宗教の一宗派です。様々な宗教の中で、どれを信仰するか、信仰しないかは信教の自由であります。私は神道の信者ではありません。その神道を信仰しない者にとって、特定宗教関係費を、納入義務を伴う町内会費に紛れ込ませて徴収されることは、私を神道に強制的に一体化させるに等しく、私の信教の自由ないしは信仰の自由を侵害するものであります。

神社側が寄付金や浄財を集めることは何ら問題ありません。ただし、個人の自由意志、任意性を十分尊重した上で賛否を求めるという社会通念に則り正しい運用にすべきであるというのが主張です。

代を引き継いで来た土着の人達の一部に、「神社祭祀は地域にとって長年の慣習であり、地域の良き文化だ」という人がいるようです。それはまったくの誤解・勘違い、先入観・固定観念の何物でもありません。『地域』の冠は、『信者にとって』なのです。「地域に根差した歴史と伝統だから、今までとおおりやれ」と押し付け、同調圧力を以って行う一宗派に係る諸行事は決して『地域』の文化にはなり得ません、あくまでも「信仰者にとって都合のよい文化」なのです。社会通念に照らして正しくは「神社祭祀は一部人達の長年の慣習であり、『神道』信者にとって良き文化となって来た」となります。

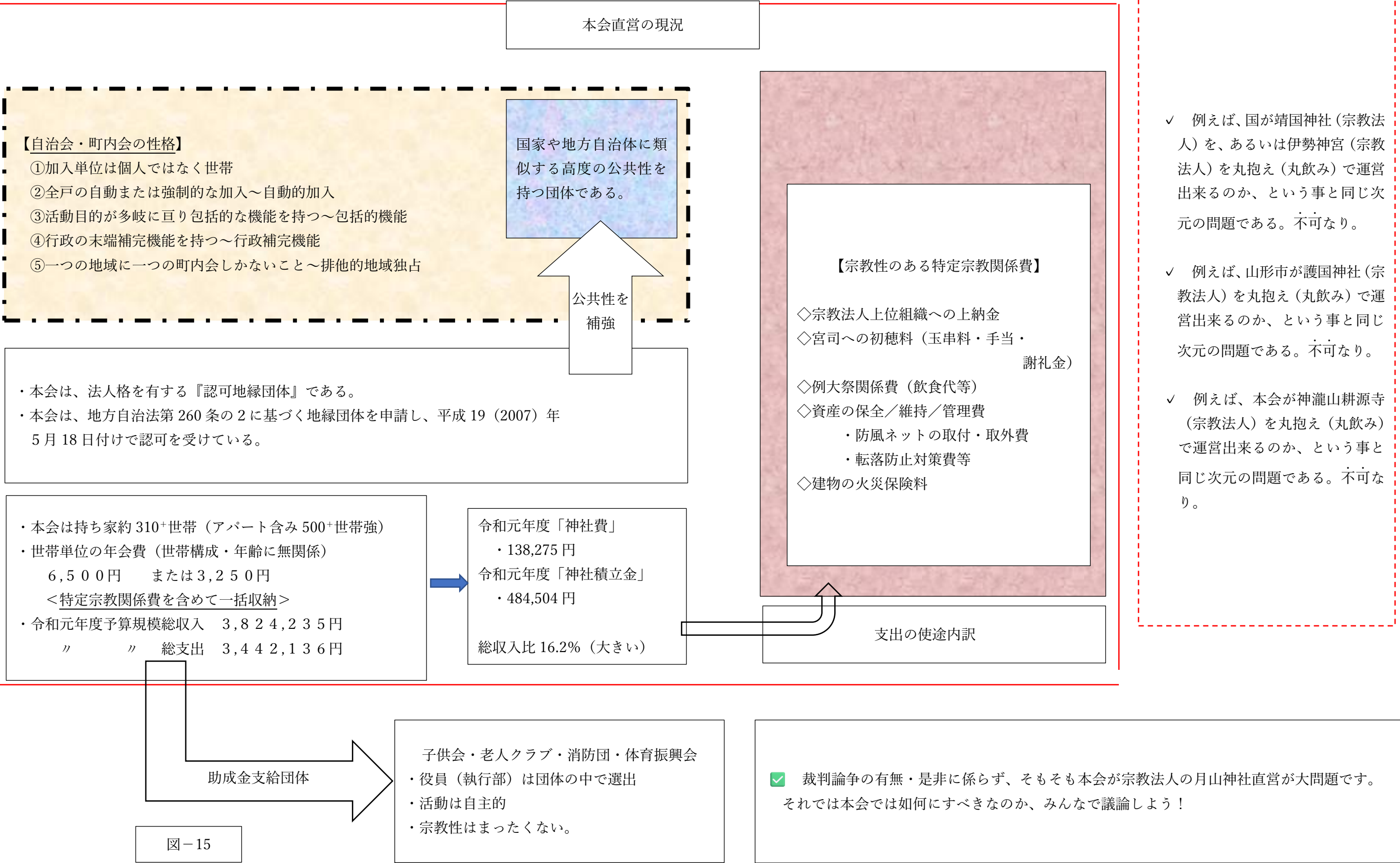
信教の自由に係る心の部分であり決して公言しません。声無き声です、声が無いからと言って無視することは絶対に出来ません。ある判例【KT-report 08】では「(声なき声を)・・・予想され・・・想像することができる・・・」と被告人は指摘されました。近代的な自治組織の町内会運営に当っては、それら当り前の原理原則に則る公明正大な政治（まつりごと）が必要であると思います。昨今の個人主義の台頭と SNS 等の進展に伴う高度情報化社会です、従来のような古い体質を引き吊っていると、執行役員の知らない処で運営体制に不平不満を抱えることとなります。

本格的な正常化に向けたアクションプログラムについては、【KT-report 10/3】に記述するが、直ぐに取り組めることとしては、一般会計に計上している「神社費」をまずは廃止することです。その上で積立金性格の特別会計を神社に寄付してやることです。

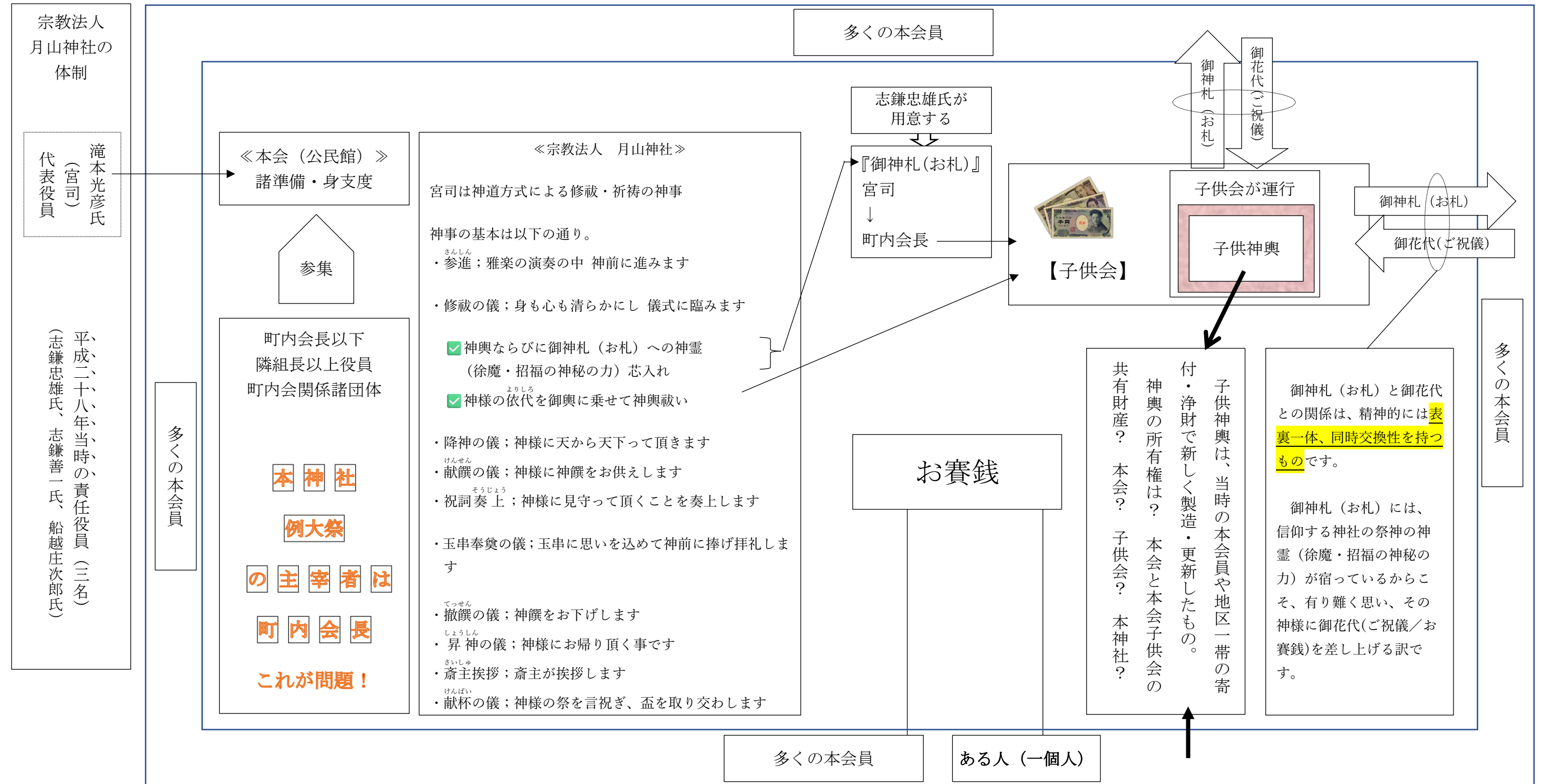
・・

上記を踏まえつつ、本会に係る（宗）月山神社の問題について、全体の関係構図を次頁以降に記述して見ました。

結論；本会の現状は、憲法第 20 条および第 89 条でいう宗教団体である宗教法人を直営、つまり、丸抱えで運営している事は違憲状態です、まったく不正常である！ 要は直営が問題！



◎ 町内会長が全権行使の（仕切っている）「宗教法人（上桜田）月山神社」の例大祭の現況



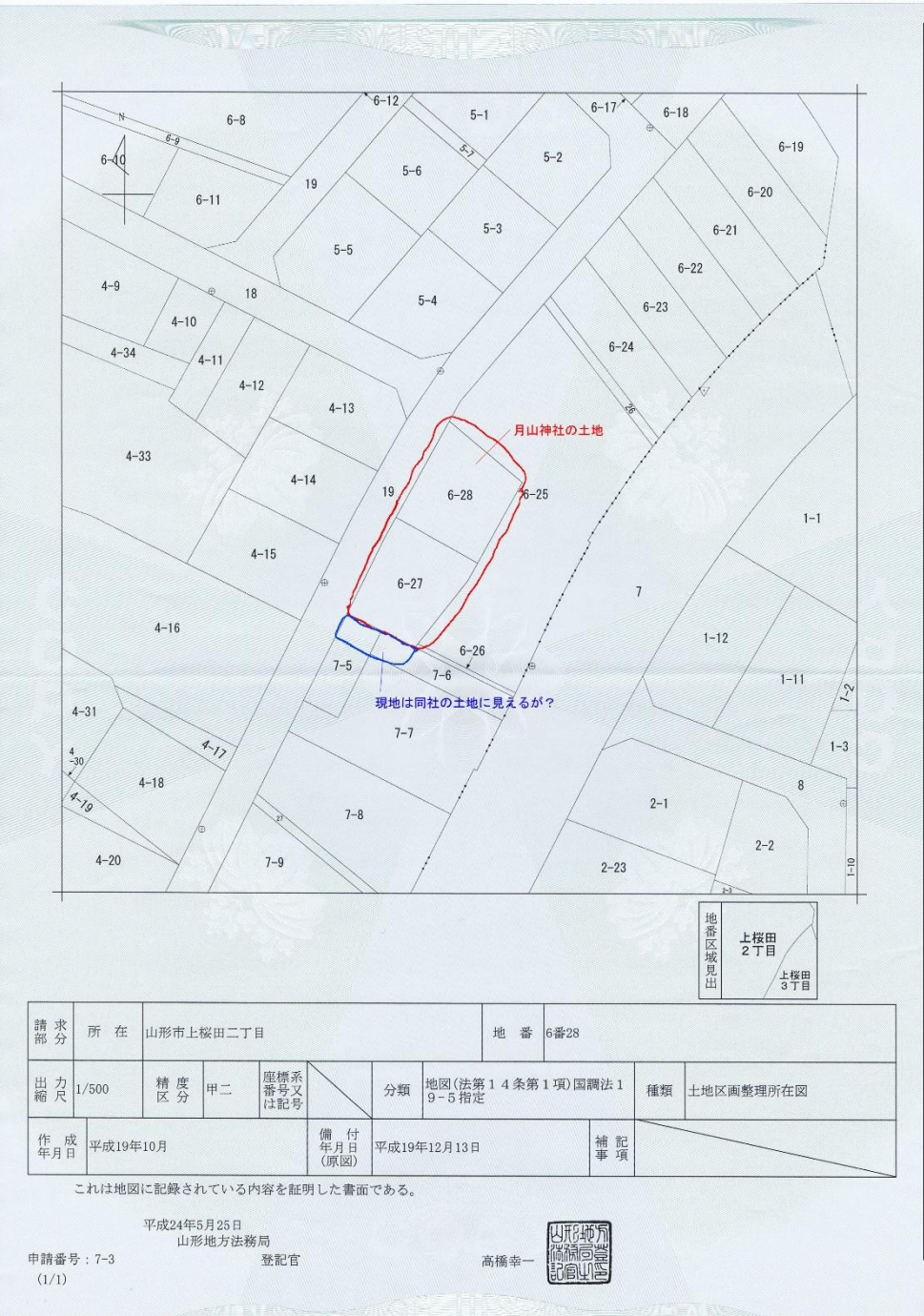
<問題点>

1. 宗教法人の例大祭を行政府長相当の町内会長が主宰者となって、神道神事の儀式を斎行（主導）していること。
 2. 宗教法人の地元の責任役員が、例大祭の主宰者となっていないこと。（同法人が自ら定めている、「宗教法人 月山神社 規則」を履行・遵守していない。）
 3. 日常・祭礼で寄進されるお賽銭は、全てをある一個人（責任役員の志鎌忠雄氏）が回収していること。（しかし、宗教法人であれば、当然の事。よって、本会は回収すべきではないとなるが。）
 4. 子供神輿はそれを使って渡御し、不特定多数の会員からお花代を頂戴するが、全て子供会の収入となる。（しかし、宗教法人がやれば当然だが。）
- ✓ 一般社会人の常識、社会通念として、本会一般会員から見て、神道以外の他宗教信仰者から見て、全体構図の体制においておかしい処が多々ある。

【 参 考 】土地の表示に係る地図と全部事項証明書

図－17のとおりであります。6番27の土地の名義は「宗教法人 月山神社」となっているが、6番28の土地の名義は「村社 月山神社」となっていることから、2020(R2)年11月29日（木）AM、山形地方法務局に出向いて確認して来ました。「村社の冠は戦前の法律に基づく神社のことであり、6番27の名義変更時に同時に申請・処理すれば良かったと思うが、忘れてしまったのではないか。全部事項書の全体を読み解けば、『宗教法人 月山神社』の名義であることは間違いないだろう。」と説明されました。

なお、建物は登記されていませんでした。



山形県山形市上楳田2丁目6-27

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年8月23日	不動産番号	3900000361424		
地図番号	(J16)43-4、44-3	筆界特定	全白				
所 在	山形市大字上楳田字北ノ宿			全白			
	山形市上楳田二丁目			全白			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】				
479番4	宅地	72.19	479番1から分筆 【昭和56年1月23日】				
全白	全白	全白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年8月23日				
6番27	境内地	225	平成19年10月10日土地区画整理法による換地処分 他の従前の土地 大字上楳田479番5 【平成19年10月10日】				

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和56年2月23日 第4922号	原因 昭和55年11月22日贈与 所有者 山形市大字上楳田字北ノ宿479番地3 宗 教 法 人 月 山 神 社 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成19年4月26日 第11178号	原因 平成19年2月26日住居表示実施 主たる事務所 山形市上楳田二丁目6番21号 代位者 山形市上楳田二丁目3番23号 山形市営工大前土地区画整理組合 代位原因 土地区画整理登記令第2条
	全白	全白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年8月23日
2	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	平成19年10月10日 第23942号	所有者 山形市上楳田二丁目6番21号 宗 教 法 人 月 山 神 社

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成26年2月27日
山形地方法務局

登記官

大 井 宏 憲

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88453 (1 / 3)

1 / 1

山形県山形市上楳田2丁目6-28

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年8月23日	不動産番号	3900000361423
地図番号	(J16)44-1、44-3	筆界特定	全白		
所 在	山形市大字上楳田字北ノ宿		全白		
	山形市上楳田二丁目		全白		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】		
479番3	宅地	238.01	全白		
全白	全白	全白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年8月23日		
6番28	境内地	233	平成19年10月10日土地区画整理法による換地処分 【平成19年10月10日】		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和19年3月11日 第825号	原因 昭和19年3月10日寄付 所有者 南村山郡滝山村大字上楳田字北ノ宿 村 社 月 山 神 社 順位2番の登記を移記
2	神社財産	昭和20年2月15日 第261号	原因 昭和20年2月13日山形県保管の神社 財産登録台帳に登録 (境内地) 所有者 南村山郡滝山村大字上楳田字北ノ宿 村 社 月 山 神 社 順位3番の登記を移記
	全白	全白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年8月23日

〇建物の保存登記はなし。

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成26年2月27日
山形地方法務局

登記官

大 井 宏 憲

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88453 (2 / 3)

1 / 1

図－17

上桜田町内会直営の「月山神社」は宗教法人法に基づく列記とした宗教法人だから問題視するのであります。

宗教法人でなかったら、町内会が神社と称する施設を直営（丸抱え）すること自体は何も問題視しません。

これが基本的な考え方です。

(end)